

日本感情心理学会倫理的問題の処理手続に関する規程

第1条（目的）本規程は、日本感情心理学会の諸活動において倫理的問題が疑われる事案が生じた際の取り扱い手続を定めるものである。

第2条（発議）大会準備委員会あるいは学会に関わる催し等の準備を行う理事会とは独立の運営組織（以下、「大会準備委員会等」と言う。）、倫理委員会、感情心理学研究編集委員会、及びエモーション・スタディーズ編集委員会（以下、感情心理学研究とエモーション・スタディーズの編集委員会を併せて、「両編集委員会」と言い、該当するいずれかを指す場合には「当該編集委員会」という。）は、本学会に関わる諸活動において、倫理的問題が疑われる事案に遭遇した時、本規程第3条ないし第5条の所定の手続きを経て、その問題の検討を常任理事会に発議することができる。

第3条（倫理委員会による発議の手続）倫理委員会が、倫理委員会に設置される倫理問題相談窓口に寄せられた情報の中で、倫理的問題が疑われる事案に遭遇し、審議した結果相当と認める時は、倫理的問題が疑われる事案として常任理事会に発議する。

2 倫理委員会の審議は、多数決により決することとする。

第4条（大会準備委員会等による発議の手続）大会準備委員会等が、その活動の中で倫理的問題が疑われる事案に遭遇した時、全ての委員はその事実を大会準備委員長等に報告する。

2 大会準備委員会等の委員長は、倫理的問題が疑われる事案として検討するか否かを判断する。

3 前項において、検討が必要と判断された場合には、大会準備委員会等は委員会において、当該事案は倫理的問題が疑われるか否か、また大会準備委員会等の所掌する手続きの中で処理しうる事案か否かについて審議する。

4 前項の審議の結果、倫理的問題が疑われ、大会準備委員会等が所掌する手続きの中で処理しうる事案であると判断された場合には、大会準備委員会等は速やかに処理を行い、その結果を常任理事会に報告する。

5 第3項の審議の結果、倫理的問題が疑われ、かつ大会準備委員会等の所掌する手続きの中では処理が不可能であると認めた時は、大会準備委員会等は不正行為・倫理的問題が疑われる事案として常任理事会に発議する。

6 第3項における審議は、多数決を持って決することとする。

第5条（両編集委員会による発議の手続）両編集委員会の委員または査読委員は、投稿された論文において倫理問題が疑われる事案に遭遇した時、その事実を当該編集委員長に報告する。

- 2 当該編集委員長は、倫理的問題が疑われる事案として検討を開始するか否かを判断する。
- 3 前項において、検討が必要と判断された場合には、当該編集委員会において、当該事案は倫理的問題が疑われるか否か、また当該編集委員会が所掌するする手続きの中で処理しうる事案か否かについて審議する。
- 4 前項の審議の結果、倫理的問題が疑われ、当該編集委員会の所掌するする手続きの中で処理しうる事案であると判断された場合には、当該編集委員会は速やかに処理を行う。
- 5 3の審議の結果、倫理的問題が疑われ、かつ当該編集委員会の所掌する手続きの中では処理が不可能であると認めた時は、当該編集委員会は不正行為・倫理的問題が疑われる事案として常任理事会に発議する。
- 6 3における審議は、多数決を持って決することとする。
- 7 5の発議に基づき常任理事会が審議した結果、不正が疑われないと判断された場合、当該編集委員会は、常任理事会に対し、再度発議することができる。ただし、再度の発議は1回に限る。
- 8 3で審議した事案に限らず、倫理的問題に関わる事案について、両編集委員会委員長は年に数回程度、理事長、倫理委員会委員長宛に結果を報告するものとする。

第6条（常任理事会の審議）常任理事会は、第2条の発議があった場合、倫理的問題が疑われる事案について審議を行う。

- 2 前項の審議において、疑いがあると判断した場合、常任理事会は倫理委員会に対し、調査委員会の設置を依頼する。
- 3 疑いがないと判断する場合、常任理事会は、審議結果を各委員会に報告する。その際、論拠を示した上で差し戻すようにする。

第7条（調査委員会による調査手続）調査委員会は、倫理的問題を行ったことが疑われる著者、発表者あるいは事案の当該者（以下、「被調査者」と言う。）に対して、調査委員会が設置され調査を開始したことを通知する。

- 2 調査委員会は、倫理的問題の存否について審議する。
- 3 調査委員会は、調査の過程で、被調査者に弁明、反論の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、原則として、第1回委員会を開催した日から起算して3ヵ月以内に調査報告書を提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、倫理委員会と協議の上、提出期限を延長することができる。

- 5 調査委員会は、倫理的問題が有ると認められる場合、罰則の内容等についての付帯意見を添えた上で報告を行うことができる。

第8条（常任理事会による倫理的問題の認定とその後の手続）常任理事会は、第7条4項の調査報告書に基づき調査結果を審議し、倫理的問題の認定と、倫理規程、ガイドライン等からの逸脱の度合いの判定を行う。

- 2 常任理事会は、前項の審議の結果、調査結果に疑義がある場合、根拠を付して、倫理委員会に対し再審査を求めることができる。ただし、再審査請求は1回に限る。
- 3 常任理事会は、前項の審議の結果、倫理的問題は無いと認定した場合、速やかにその旨を被調査者に通知する。
- 4 常任理事会は、前項の審議の結果、倫理的問題有りと認定した場合、投稿論文の場合は「不採択」とし、学会発表等については「発表取り消し」として、理由を付して理事長名（論文に際しては当該雑誌の編集委員会委員長名と、学会発表等においては準備委員会等委員長と連名）で被調査者に通知する。
- 5 理事長は前項の通知に際し、被調査者に対して厳重注意を行う。
- 6 常任理事会は、第4項についての審査結果について報告書を作成し、感情心理学研究又はニューズレター、学会 HP 等において会員に報告する。ただし、被調査者名を伏せるなど配慮するものとする。
- 7 常任理事会は、審査結果報告書の作成にあたり、調査委員会に補助を求めることができる。

第9条（規定の改廃）本規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

付則

1. 本規程は、2017年4月24日から施行する。
2. 本規程の改正は、2017年12月19日から施行する。